鳥取県　八頭
島根県　智頭町
　松江市　出雲市　江津市
　鹿足　津和野町　吉賀町
　隠岐　隠岐の島町
岡山県　津山市
　久米　美咲町
広島県　広島市　呉市　竹原市　三原市　府中市　三次市　庄原市　東広島市　廿日市市　安芸高田市　江田島市
　山県　安芸太田町
　神石　神石高原町
山口県　下関市　萩市　防府市　岩国市　長門市　山陽小野田市
徳島県　三好市（旧三好郡山城町の区域に限る。）
愛媛県　久万高原町
高知県　上浮穴　室戸市
　安芸　馬路村
　長岡　本山町　大豊町
　高岡　津野町
福岡県　福岡市　田川市　八女市　嘉麻市　朝倉市
　糟屋　須恵町
　朝倉　東峰村
　田川　添田町　川崎町　赤村　福智町
佐賀県　佐賀市　唐津市　鳥栖市　多久市　小城市　神埼市
　神埼　吉野ヶ里町
　三養基　基山町　みやき町
長崎県　長崎市　対馬市　五島市
熊本県　八代市　上天草市　天草市（旧天草郡河浦町の区域に限る。）
　下益城　美里町
　球磨　球磨村
大分県　佐伯市（旧南海部郡蒲江町の区域に限る。）
宮崎県　延岡市（旧延岡市及び旧東臼杵郡北方町の区域に限る。）　日南市　小林市
　東臼杵　美郷町
鹿児島県　薩摩川内市　霧島市　いちき串木野市　奄美市
　薩摩　さつま町（旧薩摩郡薩摩町の区域に限る。）
　肝属　南大隅町
　熊毛　屋久島町
　大島　大和村　宇検村　瀬戸内町　龍郷町

備考
　この告示に掲げる区域は、平成二十二年十二月三十一日における行政区画によって表示されたものとする。

○農林水産省告示第六百五十六号

　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第十九条第二項の規定に基づき、平成二十二年に発生した農林水産業共同利用施設についての激甚災害に係る同条第一項第一号の区域を次のように告示する。

　平成二十三年三月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

都道府県名　市町村名
山口県　下関市

○国土交通省告示第三百一号

　次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

　その関係図面は、平成二十三年三月二十四日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

　平成二十三年三月二十四日

国土交通大臣　大畠　章宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の日
常磐自動車道	石岡市正上内一二二六一番一二から同市正上内一二〇六二番二地先まで	平成二十三年三月二十四日十五時
〃	小美玉市大谷一一六一番八地先から同市大谷一一五〇番二まで	平成二十三年三月二十四日十五時

○関東地方整備局告示第八十五号

　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

　平成二十三年三月二十四日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　山梨県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十一年建設省告示第三百七十八号富士北麓都市計画下水道事業富士北麓流域下水道
三　事業施行期間　自昭和五十一年三月十六日至平成二十八年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第八十六号

　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

　平成二十三年三月二十四日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　山梨県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年関東地方整備局告示第百五十六号富士北麓都市計画道路事業三・三・十号船津小海線
三　事業施行期間　自平成十八年三月二十八日至平成二十五年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第八十七号

　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

　平成二十三年三月二十四日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　山梨県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十年関東地方整備局告示第百三十八号富士北麓都市計画道路事業三・三・十号船津小海線
三　事業施行期間　自平成二十年三月二十一日至平成二十六年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　山梨県南都留郡富士河口湖町大字小立字七本桜及び字大堀地内